

77. 1MHzを使用した 臨時災害FM放送訓練について

令和6年3月4日（月）

文京区危機管理室防災課防災主査 松澤 知之

訓練の概要

- ▶ 日 時 令和6年2月18日（日）9：30～11：30
- ▶ 場 所 (1) 放送局設置場所：文京シビックセンター25階展望ラウンジ
(2) 避難所総合訓練会場：区立本郷小学校

(文京区本郷4丁目5-15)

- ▶ 訓練想定
 - ・ 震源地 都心南部直下地震
 - ・ 規 模 マグニチュード7.3
 - ・ 震 度 6強
 - ・ 時 刻 午前8時

※上記想定のもと、発災後後期（7～10日経過後）の被害状況を放送

実験試験局の概要

- ▶免許人 文京区
- ▶識別信号 呼出名称：「ぶんきょうくりんさいじっけん」
- ▶電波の型式及び周波数 200KF3E 77.1MHz
- ▶空中線電力 10W 無線設備の設置場所 東京都文京区
- ▶受信想定エリア 文京区及びその周辺

臨時災害FM放送訓練の内容

- 協力 文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会
東京ケーブルネットワーク株式会社
※上記団体とは協定を締結し、災害時における協力関係を構築
- 内容 架空の区内被害状況やライフラインの状況、区の対応状況等について放送



実験局開設までのプロセス

令和5年度

10月 免許申請事前相談

1月 申請書提出、予備免許発行

2月 本免許交付

本郷小学校避難所総合訓練（実験局放送）

77. 1MHz帯周波数を区民周知（区報・ホームページ）

**※一度免許申請をすると5年間有効となったことにより、
今後の事前準備の事務負担軽減が図られる。**

※業者委託経費の削減

※実際の災害時に近い状況での訓練実施

今後の予定

令和6年度

全4回の避難所総合訓練のうち、2回実施予定。

※ 77. 1MHz帯電波の区内伝搬状況を確認するためにも、
会場の立地を検討しながら場所を選定する予定。

※実災害時を想定して、今後災害時広報活動に従事する職員の
参加を検討

(参考) アマチュア無線局災害非常通信連絡会との協定

➤ 目的

地震などの大災害時に区の災害対策本部と連携し、アマチュア無線を使用した情報連絡活動を実施するため、アマチュア無線個人局を保有する区民と区職員から構成される「文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会」を平成16年2月に発足。

➤ 活動内容

大地震などの災害時には区の災害対策本部と連携し、アマチュア無線により、ご自宅付近の被害状況の収集、報告活動等。

アマチュア無線協定	
	更新日 2023年04月03日
災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との情報収集等の協力に関する協定	
文京区を甲とし、文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会を乙として、甲乙間において、災害時の情報収集等について、次のとおり協定を締結する。	
(目的)	
第1条この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	
(協力要請等)	
第2条甲は、災害発生時等に災害情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信」という。）に関し、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に協力を要請する。	
2乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信に協力する。	
3災害状況により緊急を要すると判断し、第1項の要請を待たずに乙が災害情報通信を行ったときは、甲の要請があったものとみなす。	
(統制)	
第3条乙は、災害情報通信を行うときは、文京区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。	
(補償)	
第4条甲は、乙の会員が災害情報通信により負傷等をしたときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の定めるところにより、その損害を補償する。	
(協議)	
第5条この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。	
上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。	
平成16年8月10日	
文京区春日一丁目16番21号	
甲文京区	
代表者文京区長埴山力	
文京区春日一丁目16番21号	
乙文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会	
代表者会長斑目直方	